

## 監視指導状況報告書

1 監視指導年月日	平成31年3月8日(金)
2 監 視 員	[REDACTED]
3 業者氏名	[REDACTED]
4 業者住所	熱海市伊豆山C工区
5 立会者	[REDACTED]

### 6 概要

[REDACTED]を訪問し、[REDACTED]に廃棄物の撤去指導を行った。

#### <面談記録>

##### 【廃棄物課】

- ・伊豆山赤井谷には、未だ「がれき類」が埋まっている。
- ・この「がれき類」を掘り起こし、適正に処理すること。
- ・昨年の面談では、「2019年末には作業を開始できる」と聞いたが、今後の撤去予定について確認したい。  
[REDACTED]
- ・昨年も、廃棄物を撤去するよう指導を受けたことを覚えておりし、撤去しなければならないことも分かっている。
- ・埋まっている廃棄物については、今後撤去するのでもう少し待ってほしい。
- ・[REDACTED]を建設しているが、この工事が遅れている。
- ・そのため、廃棄物の撤去作業は早くても来年（2020年）になると思う。
- ・赤井谷全体の造成工事計画があり、当該現場の廃棄物撤去もその計画に入っている。

##### 【廃棄物課】

- ・撤去作業には当課も立会うので、作業開始前に必ず連絡すること。

[REDACTED]  
分かりました。

→撤去作業開始前に[REDACTED]から連絡をもらうことになった。

#### <指導票>

熱海市伊豆山字赤井谷[REDACTED]、字水立[REDACTED]地内の造成工事において、地中に埋立てた「がれき類」を掘り出し、適正な処理を行うこと。

#### <今後の対応>

- ・[REDACTED]と面会し、廃棄物の撤去指導を続ける。
- ・定期的に現場を確認する。

#### ◎ 区 分

排出事業所			その他	<input type="radio"/>
-------	--	--	-----	-----------------------

No. \_\_\_\_\_

## 立入検査指導票

氏名又は名称及び  
法人にあっては代表者氏名

事業所(事業場)所在地

事業所(事業場)名称

業種(施設の種類)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第19条第1項の規定により立入検査を実施したところ、下記事項について不備な点があるので速やかに改善してください。

記  
熱海市伊豆山字赤井谷 [REDACTED] 字水立 [REDACTED] 地内の  
造成工事において地中に埋立でした「がれき類」を  
掘り出し、適正な処理を行うこと。

(根拠法令)

- 法第12条第(1・2)項違反(内容) )
- 法第12条の3第( )項違反(内容) )
- 法第14条第12項違反(内容) )
- 法第15条の2の3第(1・2)項違反(内容) )
- その他(法第16条) )

平成31年3月8日

立入検査者

静岡県

東部

健康福祉センター 廃棄物課

受領しました。職名

氏名

